

令和2年度～令和4年度 宮城県教職員生涯生活設計 実施計画

I 生涯生活設計づくりの支援

推 進 計 画	実 施 事 業 名	事 業 内 容	対 象 者	実 施 時 期	実 施 主 体
生涯生活設計の啓発					
(1) 研修会・講習会の開催	① ライフプランセミナー (年代別)	教職員自らが在職中から退職後を見通した生涯生活設計(ライフプラン)を確立し、「充実した心豊かで明るい人生」を実現するための必要な知識の習得を図ることを目的としてセミナーを実施する。	教職員	7月～8月	福・共・互
	② ライフプランセミナー (退職準備型)	退職時及び退職後に必要な諸制度について周知を図り、充実した心豊かな人生を送るために必要な知識や情報を提供し、生涯生活設計の確立とその実現に向けての取り組みを支援する。	教職員	11月～12月	福・共・互
(2) 生涯生活設計の情報の提供	① 福利厚生だより	福利厚生事業の概要、制度の改正、各種給付金の取り扱いや一部改正等の情報を掲載し、年4回発行・配布する。	教職員	5月・7月 10月・2月	福・仙・共・互
	② 福利厚生だより保存版 「福利厚生ハンドブック」	福利厚生事業全般について、分かりやすく簡潔に取りまとめた冊子を年1回配布する。	教職員	7月	福・仙・共・互
(3) 相談体制の整備	① 福利厚生等の相談	福利厚生等の事業に関する相談に対応する。	教職員	随時	福・共・互

II 生涯生活設計実現のための支援

1 健康づくり					
(1) 疾病予防への支援	① 健康管理講座 ピラティスセミナー アロマテラピーセミナー ヨーガセミナー ストレスマネジメント講演・演奏会	教職員の心身の健康の保持増進のため講座を開催する。	組合員	7月～8月	福・共 市町村
	② ヘルスアップセミナー	身体測定・体成分分析等を基に運動・栄養・休養等について専門スタッフによる講話と実技体験をとおり、生活習慣の改善を図る。	組合員	7月～10月	福・共 市町村
	③ 管理職等対象メンタルヘルス研修会	小学校・中学校・県立学校等の管理監督者等を対象に、職場におけるメンタルヘルスについて、即実行可能な手法を取得することを目標として研修会(基礎編・応用編)を実施する。	管理職 ・基礎編:新任教頭・主幹教諭 ・応用編:希望者(管理監督者等)	基礎編:7月～12月 応用編:9月～11月	福 市町村
	④ こころとからだのセルフチェック	Web上のシステムにパソコンや携帯電話等から手軽に接続し、健康状態をチェックする。	組合員とその家族	年間	共
	⑤ 歩こうみやぎウォークラリー	運動習慣づくりとして、3人一組のグループで2か月間の歩行数を競う。	組合員	10～11月	共
	⑥ 健康フォローアップ	人間ドック受診結果を基に、健康情報を個別に通知し、自身の健康状態を把握するとともに、生活習慣の改善につなげる。	30～39歳の間ドック受診者	11月～	共
	⑦ 健康ポイント付与事業	健康づくりへの取り組みや健康づくり事業への参加等に応じて、組合員へ健康ポイント(商品等と交換可能)を与え組合員自身による運動習慣を含めた生活習慣の改善を促す。	組合員	年間	共
(2) 健康管理体制の充実	① 定期健康診断	学校保健安全法・労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施する。	教職員	実施計画による	福 市町村
	② ストレスチェック	労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施する。	教職員	実施計画による	福 市町村
	③ 特定健診等事業 ・ 特定健康診査	内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査 問診・身体計測・血圧・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査・その他	40歳以上75歳未満の組合員(任意 継続組合員を含む。)及び被扶養 者。	6月～	福・共 市町村
	・ 特定保健指導	メタボリックシンドローム該当者・予備群に対し、生活習慣改善のための保健指導 (動機付け支援・積極的支援)	上記のうち、該当者		

推 進 計 画	実 施 事 業 名	事 業 内 容	対 象 者	実施時期	実施主体
(2) 健康管理体制の充実	④ 生活習慣病健診等事業 ・ 人間ドック	希望者に対し、人間ドックを実施する。	30歳以上の指定年齢の組合員	6月～2月	福・共 市町村
	・ 婦人科検診	乳がん、子宮頸がんの早期発見のための検診を実施する。	30歳以上の組合員 (子宮がんは年齢制限はない。)	6月～2月	福・共 市町村
	・ 子宮頸がん検診			7月～11月	
	・ 乳がん検診			7月～1月	
	・ 胃がん検診	胃がんの早期発見のための検診を定期健康診断の対象外となっている年齢層に実施する。 (40歳以上の市町村立学校は市町村で実施)	市町村立学校教職員及び団体職員 で30歳以上40歳未満の希望者	6月～2月	共 市町村
	・ 肺がん検診	肺がんの早期発見のための検診を実施する。	50歳以上の組合員	7月～2月	福・共 市町村
	・ 大腸がん検診	大腸がんの早期発見のための検診を実施する。	40歳以上の組合員	6月～2月	福・共 市町村
	・ 脳検診	脳血管の疾患の早期発見のための検診を実施する。	50歳以上の組合員	6月～2月	福・共 市町村
	⑤ 特殊業務従事職員健康診断 ・ 腰痛等検診	特別支援学校教職員等の腰痛等の早期発見のための検診を実施する。	県立学校教職員等の該当者	7月～10月	福
	・ 腰痛予防巡回保健指導	上記所属へ腰痛予防の保健指導を実施する。			
	・ VDT検診	VDT機器を使用する業務職員の疾病の早期発見と早期治療を図るために実施する。			
	・ 破傷風予防接種	破傷風に罹患する恐れが高い業務に従事する職員の希望者に対し実施する。			
	・ B型肝炎抗原・抗体検査及び ワクチン接種	B型肝炎ウイルスに感染している児童・生徒が在籍しておりB型肝炎ウイルスに感染する可能性のある特別支援学校の教職員の希望者を実施する。			
	(3) 相談体制の整備	① メンタルヘルス相談	臨床心理士等によるメンタルヘルス相談(会場型)	組合員及び被扶養者	随時
カウンセラー等によるメンタルヘルス相談(所属所訪問型)			組合員	随時	福・共 市町村
東北中央病院の精神科の専門医によるメンタルヘルス相談			組合員及び被扶養者	指定日	共
こころの健康ドクター相談(精神科医療顧問相談)			組合員及び管理職	指定日	福・共 市町村
② 教職員健康相談24		フリーダイヤルによる24時間・年中無休体制で健康・医療・介護・メンタルヘルスの電話相談	組合員及び被扶養者	通年	共
2 生きがいつくり					
(1) 心身のリフレッシュ	施設利用助成 ・ ホテル白萩・玉造荘利用助成 ・ リフレッシュ実施等利用助成	組合員・会員又はその家族が、指定施設を利用したとき、その利用料金の一部を助成する。	組合員・会員	4月配布	共・互
(2) 社会参加の促進	① みやぎ県民大学	県民の学習活動を支援するため、学校や社会教育施設、NPO等との連携・協力により、「みやぎ県民大学」を開講し、多様な学習機会を提供する。	一般県民(教職員を含む。)	5月～3月	生
	② 社会教育施設ボランティア	社会教育施設において、利用者に多様な体験活動の場の提供と受け入れ体制の整備を図るために、ボランティアの育成と活用を促進する。	一般県民(青年・成人で教職員を含む。)	5月～1月	生

推 進 計 画	実 施 事 業 名	事 業 内 容	対 象 者	実施時期	実施主体
3 経済生活の安定					
(1) 日常生活の安定と向上	① 厚生施設事業 ・ 教職員宿舎の充実	教職員及びその家族を居住させるため、宿舎の施設・設備面を改修し、その利用に供する。	教職員	年間	福
	② 各種給付金 ・ 療養の給付等 (本人医療費)	医療費の7割を給付する。	組合員	年間	共
	・ 家族療養の給付等 (家族医療費)	医療費の7割を給付する。	被扶養者	年間	共
	・ 高額療養費	医療費の自己負担額が高額なとき、自己負担限度額を超える部分を給付する。	組合員及び被扶養者	年間	共
	・ 一部負担金払戻金, 家族療養費附加金, 家族訪問看護療養費附加金	医療費の自己負担額から、共済組合基礎控除額を超える部分を給付する。	組合員及び被扶養者	年間	共
	・ 移送費, 家族移送費	療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合に給付する。	組合員及び被扶養者	年間	共
	・ 出産費, 家族出産費	出産したときに、404,000円を給付する。(産科医療制度加入の医療機関16,000円加算)	組合員及び被扶養者	年間	共
	・ 出産費附加金, 家族出産費附加金	出産したときに、50,000円を給付する。	組合員及び被扶養者	年間	共
	・ 埋葬料, 家族埋葬料	死亡したときに、50,000円を給付する。	組合員及び被扶養者	年間	共
	・ 埋葬料附加金, 家族埋葬料附加金	死亡したときに、25,000円を給付する。	組合員及び被扶養者	年間	共
	・ 傷病手当金, 傷病手当金附加金	病気又は負傷し、療養するため勤務することができず、そのため給料の全部又は一部が支給されなくなったときに給付する。	組合員	年間	共
	・ 出産手当金	出産のため勤務することができず、給料の全部又は一部が支給されないときに給付する。	組合員	年間	共
	・ 育児休業手当金	1歳未満の子を養育するため、育児休業を取得したときに1日につき標準報酬日額×給付率の金額を給付する。なお、1日当たりの給付日額が給付上限相当額(雇用保険法に定める賃金日額×30×0.5(または0.67)÷22)を超える場合は、給付上限相当額により給付する。	組合員	年間	共
	・ 介護休業手当金	配偶者・父母・子等の介護のため、介護休暇を取得したときから66日を超えない期間1日につき、給料の全部又は一部が支給されないときに給付する。なお、1日当たりの給付日額が給付上限相当額(雇用保険法に定める賃金日額×30×0.67÷22)を超える場合は、給付上限相当額により給付する。	組合員	年間	共
	・ 休業手当金	欠勤のため勤務することができず、給料の全部又は一部が支給されないときに給付する。	組合員	年間	共
	・ 災害見舞金	水震火災その他の非常災害で住居又は家財に損害を受けたときに、その被害の程度により給付する。	組合員及び被扶養者	年間	共
	・ 弔慰金, 家族弔慰金	水震火災その他の非常災害で死亡したとき、又は被扶養者が死亡したときに給付する。	組合員及び被扶養者	年間	共
	・ 医療補給金, 家族医療補給金	自己負担額から共済組合法又は健康保険法の規定による給付額及び6,000円を控除した額を給付する(100円未満切捨)。	会員及び被扶養者	年間	互
	・ 療養補給金	病気又は負傷し、療養のため休職したとき給付する。	会員	年間	互
	・ 出産祝金	出産したとき給付する。	会員及び会員の配偶者	年間	互
・ 介護休暇補給金	介護休暇又は介護時間を認められたとき、休暇1日につき給料日額の67/100の額を給付する。ただし、公立学校共済組合等の介護休業手当金・雇用保険法の介護休業給付を控除した額とする。	会員	年間	互	
・ 災害見舞金	風水震火災その他の非常災害で住居若しくは家財に損害を受けたとき、又は通勤等に用いる自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)が損害を受け廃車したとき、その損害の程度に応じて給付する。	会員	年間	互	

推 進 計 画	実 施 事 業 名	事 業 内 容	対 象 者	実施時期	実施主体	
(1) 日常生活の安定と向上	・ 障害見舞金	病気又は負傷し、その傷病の結果、退職したとき障害の程度に応じて給付する。	会員	年間	互	
	・ 死亡弔慰金	死亡したとき給付する。	会員・会員の配偶者及び被扶養者 又は実父母・実子	年間	互	
	・ 遺児育英資金給付金	会員が死亡し、未就学児及び満22歳(一定要件に該当の場合は満24歳)以下の児童・生徒等がいるとき給	会員の子	年間	互	
	・ 結婚祝金	結婚したとき給付する。	会員	年間	互	
	・ 入学・卒業祝金	会員の子が小学校に入学及び中学校を卒業したときに給付する。	会員の子	年間	互	
	・ 銀婚祝金	会員が結婚後25年に達したとき給付する。ただし、会員が満58歳以上で銀婚に達しないときは、銀婚に達したものとみなす。	会員	年間	互	
	・ 慰労給付金	配偶者の死亡等で再婚することなく結婚後25年に達したとき給付する。ただし、会員が満58歳以上で20年以上25年未満のときは、25年に達したものとみなす。	会員	年間	互	
	・ リフレッシュ給付金	会員が30歳、40歳及び50歳に達したとき給付する。	会員	年間	互	
	・ 単身会員特別給付金	会員が結婚することなく、満50歳に達したとき又は満40歳以上で退職(死亡退職を含む。)したとき給付する。	会員	年間	互	
	・ 退会餞別金	会員が退職(死亡退職を含む。)し、又は他の共済組合の組合員となったとき(継続会員は除く。)給付する。	会員	年間	互	
	・ 人間ドック助成	公立学校共済組合宮城支部が実施する人間ドックを受診したとき又は、指定団体等の会員が人間ドックを受診したとき、自己負担額に対し一部を助成する。ただし、前年度受診者を除く。	会員	年間	互	
	③ 貸付事業					
	・ 一般貸付け	組合員が臨時に資金を必要とする場合200万円を限度として貸し付ける。	組合員	年間	共	
	・ 住宅貸付け	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、購入等により資金を必要とする場合1,800万円を限度に貸し付ける。	組合員	年間	共	
	・ 住宅災害貸付け	組合員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が非常災害を受け新築等をする場合1,900万円を限度に貸し付ける。	組合員	年間	共	
	・ 教育貸付け	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹が学校教育法に基づく大学等に入学又は修学する場合550万円を限度に貸し付ける。	組合員	年間	共	
	・ 災害貸付け	組合員又は被扶養者が、非常災害を受けたため資金を必要とする場合200万円を限度として貸し付ける。	組合員	年間	共	
	・ 医療貸付け	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母が医療を受けるため資金を必要とする場合120万円を限度に貸し付ける。	組合員	年間	共	
	・ 結婚貸付け	組合員又は子が結婚資金を必要とする場合200万円を限度に貸し付ける。	組合員	年間	共	
	・ 葬祭貸付け	組合員が被扶養者、被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母の葬祭を行うために資金を必要とする場合200万円を限度に貸し付ける。	組合員	年間	共	
・ 高額医療貸付け	組合員等が高額療養費の支給対象となる療養に係る支払いのために資金を必要とする場合、高額療養費相当額を貸し付ける。	組合員・任意継続組合員 再任用組合員・臨時的任用組合員	年間	共		
・ 出産貸付け	組合員等が出産費又は家族出産費の支給対象となる出産に係る支払いのために資金を必要とする場合、出産費又は家族出産費相当額を貸し付ける。	組合員・任意継続組合員 再任用組合員・臨時的任用組合員	年間	共		
・ 介護構造部分に係る貸付け	在宅介護対応住宅の新築等に係る資金を必要とする場合300万円を限度に貸し付ける。	組合員	年間	共		
・ 特別貸付け	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合、給料月額 \times 10分の3に \times 残任期月数を乗じて得た額(最高200万円)を貸し付ける。	再任用組合員・臨時的任用組合員	年間	共		

推 進 計 画	実 施 事 業 名	事 業 内 容	対 象 者	実 施 時 期	実 施 主 体
(1) 日常生活の安定と向上	④ その他				
	・ 婚礼挙式補助	組合員及びその他2親等以内の親族でホテル白萩・玉造荘で結婚式を挙げたときに助成する。	組合員及びその2親等以内の親族の該当者	年間	共
	・ 慶弔補助事業	組合員等が親族のためにホテル白萩・玉造荘で法要又は慶事を主催したときに助成する。	組合員	年間	共
	・ 育児介護支援事業	育児・介護に関するサービス(一時保育・介護施設利用、育児・介護用品購入等)を会員価格で提供する。育児・介護に関するセミナー実施	組合員及び家族	年間	共
	・ 医療保障保険	会員・配偶者・子どもによる医療保障保険で、不慮の事故又は疾病による入院に際し給付される。	会員・会員の配偶者及びその子ども	5月	互
	・ 団体傷害保険	日常生活のケガから、さまざまな傷害事故の場合、1日目から通院・入院とも保険金が支払われる。	会員または家族	6月～7月	互
	・ 生命保険、損害保険の団体扱い	生命保険・損害保険の団体扱いに加入したとき、保険料の割引が受けられる。	会員	年間	互
	・ 図書引換券の配布	宮城県書店商業組合加盟店で書籍等との引換えができる。	会員	4月配布	互
(2) 将来生活の安定と向上	① 資産形成事業				
	・ 財産形成貯蓄制度の啓発促進	勤労者財産形成促進法に基づく財産形成貯蓄のための制度である。	教職員	6月	福
	・ 個人型確定拠出年金	確定拠出年金法に基づく公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の制度である。	教職員	年間	福
	・ 福祉保険制度	教職員の死亡等に際し、遺族の生活保障のための制度(ファミリー年金)・教職員が病気やけがで働けなくなった場合に減収してしまう収入の補完(傷病休職給付金)・医療費支援制度・健康増進や疾病予防を支援する制度(元気づくりサービスコース)の4つから成り立っている制度である。	組合員	加入募集 6月～7月	共
	・ ドリーム年金保険	現職中に一定保険料を積み立て、退職時に積立金(年金、一時金)を選択し受け取る制度である。	会員	9月～10月	互
	② アイリスプランの加入促進				
	・ 年金コース(個人年金)	教職員を対象に退職後の公的年金を補完する制度である。	組合員	加入募集9月	共
	・ 医療・日常事故コース	病気・ケガによる入院等に対応した「医療入院コース」と日常的なケガや交通事故法律上の賠償責任も補償する「日常事故補償コース」の2つからなる制度である。	組合員	加入募集9月	共

Ⅲ 退職者への支援

暮らしの安定					
(1) 社会参加の促進	① みやぎ県民大学(再掲)	県民の学習活動を支援するため、学校や社会教育施設、NPO等との連携・協力により、「みやぎ県民大学」を開講し、多様な学習機会を提供する。	一般県民(教職員を含む。)	5月～3月	生
	② 社会教育施設ボランティア(再掲)	社会教育施設において、利用者に多様な体験活動の場の提供と受け入れ体制の整備を図るために、ボランティアの育成と活用を促進する。	一般県民(青年・成人で教職員を含む。)	5月～1月	生
(2) 安定した生活の確保	① 給付事業				
	ア 任意継続組合員制度	1年1日以上組合員であった者は、退職後、申し出により2年間任意継続組合員となることできる。(給付内容は休業手当金、介護休業手当金、育児休業手当金を除き給付する。なお傷病手当金及び出産手当金については、任意継続組合員の資格を取得した後に支給事由が発生した者には給付しない。)	組合員及び被扶養者	年間	共
	イ 資格喪失後の給付	1年以上組合員であった者が退職したときに給付する。			
	・ 傷病手当金	1年以上組合員であった者が病気のため労務に服することができないまま退職したときは在職中とあわせて1年6月間給付する。	組合員	年間	共
	・ 出産費	1年以上組合員であった者が、退職後6月以内に出産したときは給付する。	組合員	年間	共
	・ 埋葬料	退職後3月以内に死亡したときに給付する。	組合員	年間	共
	② 福利厚生等相談事業(再掲)	相談員を配置し、共済組合の事業に関する相談に対応する。	組合員と退職者及びその家族	年間	共